

# 筑後市産後ケア事業

筑後市在住の1歳未満の赤ちゃんのいるご家庭へ

## 産後ケアって？

お母さんと赤ちゃんが一緒に施設に行き、日帰りや宿泊でケアや休息・育児に関する相談をしたり、または助産師等がご自宅へお伺いしてケアを受けることができます。

↑こちらから  
電子申請できます



## 利用料金など

|                  | 利用料                      | 利用限度 | 利用時間                                         |
|------------------|--------------------------|------|----------------------------------------------|
| ショートステイ<br>(宿泊型) | 1,500円/1泊2日<br>(昼夕朝の食事付) | 6泊7日 | 午前10時～翌日午前10時<br>※立花レディースクリニックは午前11時～翌日午前11時 |
| デイサービス<br>(日帰り型) | 兼用施設500円/日<br>(昼食付)      | 7日   | 午前10時～午後4時<br>※立花レディースクリニックは午前11時～午後5時       |
|                  | 専用施設1,000円/日<br>(昼食付)    |      |                                              |
| アウトリーチ<br>(訪問型)  | 200円/回                   | 3回   | 1～2時間                                        |
| 母乳育児相談           | 200円/回                   | 3回   | 1～2時間                                        |

- 生活保護受給世帯と住民税非課税世帯は、いずれも利用料は無料です。
- 利用形態により限度日数、利用時間が異なります。
- 産後ケア利用時に医療が必要となった場合は医療保険での診療になることがありますのでご了承ください。
- 詳しい内容や、ご質問は筑後市こども家庭サポートセンターまでお問い合わせください。

## ① 利用申請

利用希望日のおおむね1週間前までに、電子申請または、担当窓口へ申請書を提出します。

### ● 非課税世帯や生活保護世帯の方 ●

筑後市産後ケア事業利用申請書(ダウンロード可)に必要事項を記載し窓口へ提出します。

※世帯全員の非課税証明書または生活保護証明書が必要な場合があります。

※お部屋の空き状況等によっては、希望の施設が利用できない場合があります。

## ② 利用の決定

利用が決定したら「産後ケア事業利用承認通知書」を送付します。

### 変更・キャンセル等

利用決定後、変更やキャンセルする場合は、利用日の3日前の午前中までに、筑後市へ連絡してください。

※連絡せずに変更やキャンセルした場合は、利用料等をお支払いいただく場合があります。

## ③ 利用開始

利用中は、利用施設の指示に従ってください。

不安なことや相談したいことがあれば、医師、助産師等にご相談ください。

## ④ 利用終了

利用料金は、直接利用施設にお支払いください。

利用終了後、体調確認等のため保健師等から連絡することがあります。

